

登校許可証明書

千葉県立船橋法典高等学校

年 組 番

氏名

下記の疾患で療養中のところ、現在軽快し、登校してよいことを証明します。

令和 年 月 日から療養開始

令和 年 月 日まで療養

該当疾患 に○	疾患名	出席停止期間の基準 以下の基準に基づき、主治医が判断する。	
	第1種感染症 () 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) () その他 ()	治癒するまで	※下記参照
(A・B型)	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱 した後2日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な 抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹(はしか)	解熱した後3日間を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風しん	発しんが消失するまで	
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日間を経過するまで	
	結核・髄膜炎菌性髄膜炎・腸管出血性大 腸菌感染症・流行性角結膜炎・急性出血 性結膜炎	病状により、医師において、感染のおそれがないと 認めるまで	
	その他の感染症 《条件によっては出席停止が必要なもの》 溶連菌感染症・感染性胃腸炎・マイコプラズマ感染症・伝染性紅斑・手足口病 その他 () 出席停止期間の基準は、医師の指示によるものとする。		

令和 年 月 日 医療機関名

医師名 印

※医師・保健所等の指示により登校が許可された場合、保護者による医療機関名の記入及び記名・押印
を行うこと。また療養期間も保護者が記入すること。

令和 年 月 日 医療機関名

インフルエンザの場合は、処方薬名が明記 保護者氏名 印

された文書のコピーを添付すること。

学校記入欄

出席停止期間： 月 日 () (限) ~ 月 日 () (限)